

信州大学医学部附属病院高難度新規医療技術を用いた医療の提供に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び当該規定に係る厚生労働省告示に基づき、信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「高難度新規医療技術」とは、本院で実施したことのない医療技術（軽微な術式の変更等を除く。）であって、その実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。

(担当部門)

第3条 本院に、高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門として高難度新規医療技術担当部門（以下「担当部門」という。）を置き、高難度新規医療技術に関する業務を処理する。

2 前項の担当部門の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(申請手続等)

第4条 高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たっては、信州大学医学部附属病院規程第6条及び第10条に規定する組織（以下「診療科等」という。）の長は、術前カンファレンス等で当該高難度新規医療技術の必要性を検討したうえで、あらかじめ、別に定める審査申請書に次に掲げる事項を記載のうえ、関係書類を添えて、担当部門長に申請する。

一 当該高難度新規医療技術の有効性及び合併症の重篤性及び発生の可能性等の安全性等の観点から、本院で当該高難度新規医療技術を用いた医療を提供することが既存の医療技術を用いた医療を提供することと比較して適当であること

二 当該高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり必要な集中治療室等の設備の整備及び麻酔科等関係する診療科等との連携の体制の確保の状況

三 当該高難度新規医療技術を用いた医療を提供する医師又は歯科医師その他の従事者の高難度医療技術を用いた医療の提供に関する経験

四 患者に対する説明及び同意の取得の方法

2 高難度新規医療技術に該当しない場合（本院で事前に行ったことのある医療技術）であっても、当該医療技術に関する従来の実施体制に大きな変更があった場合には、診療科等の長は、改めて適切な実施体制の確認を行うこと。

(実施の決定等)

第5条 担当部門長は、前条の申請があったときは、申請内容を確認するとともに、病院倫理委員会に対して、当該高難度新規医療技術の提供の適否、実施を認める場合の条件等について意見を聴取したうえで、その適否等について決定し、別に定める審査結果通知書により診療科等の長へ通知すること。

(実施の報告)

第6条 診療科等の長は、当該高難度新規医療技術を適用した全症例について、定期的に、又は患者が死亡した場合、その他担当部門長が必要とする場合には、別に定める実施（使用）報告書により、担当部門長に報告を行うこと。

(遵守状況の確認)

第7条 担当部門長は、前条の報告があったときは、手術記録、診療録等の記載内容を確認し、当該高難度新規医療技術が適正な手続きに基づいて提供されていたかどうか遵守状況を確認すること。

(病院長への報告)

第8条 担当部門長は、第5条及び第7条に掲げる事項について通知又は確認をしたときは、その内容を病院長に報告すること。

2 病院長は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて当該高難度新規医療技術の提供について、是正又は停止を命じることができる。

(審査資料等の保管)

第9条 病院倫理委員会での審査資料及び議事概要並びに従業者の遵守状況の確認記録等は、審査日又は確認日より5年間保管するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、高難度新規医療技術を用いた医療の提供に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。